

茨城工業高等専門学校学術総合情報センター図書館利用細則

〔平成26年3月27日〕
制 定

(趣旨)

第1条 茨城工業高等専門学校学術総合情報センター規則第3条第3項の規定に基づき、図書館の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(図書管理)

第2条 図書館において管理する図書館資料（以下「図書」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 一般図書
- (2) 貴重図書
- (3) 辞書、事典及び索引類
- (4) 視聴覚資料
- (5) 新聞、雑誌その他逐次刊行物

2 図書館において管理する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料に記録されている個人情報（公文書等の管理に関する法律施行令第4条第5号で規定する個人情報をいう。）については、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則（機構規則第65号第40条）の規定に基づき、その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

(利用者の範囲)

第3条 図書館を利用できる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教職員
- (2) 本校の学生（研究生、聴講生及び科目等履修生を含む。）
- (3) 本校の共同研究員等
- (4) 図書館の利用を申し出た一般利用者（以下「一般利用者」という。）

(開館時間)

第4条 開館時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日 8時30分から20時（ただし、春季、夏季、冬季及び学年末休業期間並びに特別研修期間中の開館時間は、8時30分から17時）
- (2) 土曜日 10時から17時

2 前項の規定にかかわらず、校長が必要と認めたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 春季、夏季、冬季及び学年末休業期間中の土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (4) 年末年始の休業日
- (5) その他校長が特に必要と認めた日

2 前項の規定にかかわらず、校長が必要と認めたときは、臨時に休館又は開館することができる。

(図書の利用方法)

第6条 図書の利用方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 閲覧

- (2) 貸出
- (3) 書庫内検索
(閲覧)

第7条 図書の閲覧は、閲覧室において自由に行うことができる。ただし、書庫内の図書の閲覧を希望する者は、図書・情報係に申し出るものとする。

- 2 図書館資料を利用者の閲覧に供するため、図書館資料の目録及びこの細則を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

(貸出等)

第8条 図書の貸出は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 図書の貸出を希望する学生等は、図書・情報係に学生証等を提示すること。
- (2) 正当な事由がなくて返却の遅れた者に対しては、貸出を停止することがある。
- (3) 次の図書は、特別の許可のない限り貸出を認めない。
 - ア 貴重図書
 - イ 参考図書
 - ウ その他特に指定されたもの

(貸出冊数及び期間等)

第9条 貸出図書の冊数及び期間は、次表のとおりとする。

| 貸出区分 | 利用者区分 | 冊数 | 期間 |
|--------|-----------------------------|-------|-------|
| 一般貸出 | 本科生、専攻科生、研究生、 聴講生、科目等履修生 | 5冊以内 | 15日以内 |
| | 教職員 | 20冊以内 | 60日以内 |
| | 一般利用者 | 3冊以内 | 15日以内 |
| 卒研貸出 | 本科生(5年) | 3冊以内 | 60日以内 |
| 特別研究貸出 | 専攻科生 | 6冊以内 | 60日以内 |

- 2 前項の期間を更新しようとする場合は、ほかに閲覧希望者がいない場合に限り、前項に定める期間内で更新することができる。ただし、更新は原則として1回限りとする。
- 3 長期休業期間中については、別に定めるところにより貸出をするものとする。
- 4 教職員については、職務上特に必要であると認める場合は、別に定めるところにより貸出をすることができる。

(規律)

第10条 図書館では静粛を旨とし、秩序を保ち、図書・情報係の指示に従わなければならない。

(責任)

第11条 借用中の図書は、借用者が保管の責任を負うものとする。

- 2 借用中の図書は、破損、汚損又は紛失することのないようにつとめ、転貸をしてはならない。
- 3 借用中の図書を汚損又は紛失した場合は、同一の図書又は相当の代金を持って弁償しなければならない。

(利用の制限等)

第12条 この細則に違反した者は、一定の期間図書館の利用を制限又は停止することがある。

(一般開放)

第13条 図書館は、本校の教育及び研究に支障のない範囲内で、第3条第4号に定めるところにより、一般利用者の利用に供することができる。

(その他)

第14条 この細則に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、学術総合情報センター長が定める。

附 則

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 茨城工業高等専門学校図書館利用細則（昭和62年4月1日制定）は廃止する。